

入居収入基準〔所得を算出、合算及び控除後に表2を見ていただく方〕

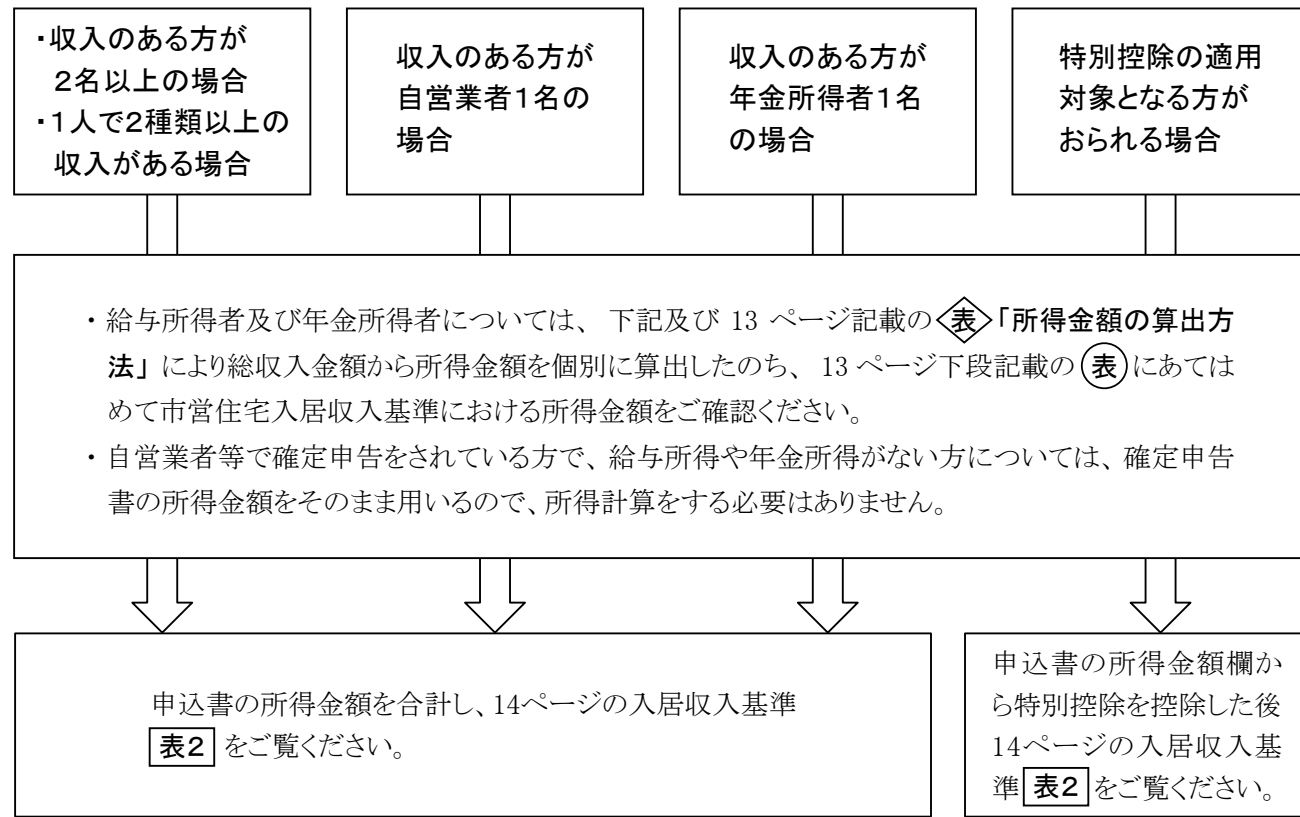


表 所得金額の算出方法(給与所得者用)

年間総収入金額	年間給与所得金額の計算式
～ 551,000円未満	年間給与所得金額 = 0円
551,000円以上 ～ 1,619,000円未満	年間総収入金額 - 550,000円 = 年間給与所得金額
1,619,000円以上 ～ 1,620,000円未満	年間給与所得金額 = 1,069,000円
1,620,000円以上 ～ 1,622,000円未満	年間給与所得金額 = 1,070,000円
1,622,000円以上 ～ 1,624,000円未満	年間給与所得金額 = 1,072,000円
1,624,000円以上 ～ 1,628,000円未満	年間給与所得金額 = 1,074,000円
1,628,000円以上 ～ 1,804,000円未満	年間総収入金額を4,000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後4,000を掛け戻し、出た額を右の(X)にあてはめてください。 (X) × 0.6 + 100,000円 = 年間給与所得金額
1,804,000円以上 ～ 3,604,000円未満	(X) × 0.7 - 80,000円 = 年間給与所得金額
3,604,000円以上 ～ 6,600,000円未満	(X) × 0.8 - 440,000円 = 年間給与所得金額
6,600,000円以上 ～ 8,500,000円未満	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 年間給与所得金額
8,500,000円以上 ～	年間総収入金額 - 1,950,000円 = 年間給与所得金額

※この表により計算した給与所得金額(☆)を、13ページ下段の表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額を算出してください。

表 所得金額の算出方法(年金所得者用)

受給者の年齢	年金額(Y)	年間年金所得金額の計算式
65歳以上の方	～ 1,100,000円以下	年間年金所得金額 = 0円
	1,100,001円以上 ～ 3,300,000円未満	(Y) - 1,100,000円 = 年間年金所得金額
	3,300,000円以上 ～ 4,100,000円未満	(Y) × 0.75 - 275,000円 = 年間年金所得金額
	4,100,000円以上 ～ 7,700,000円未満	(Y) × 0.85 - 685,000円 = 年間年金所得金額
	7,700,000円以上 ～ 10,000,000円未満	(Y) × 0.95 - 1,455,000円 = 年間年金所得金額
10,000,000円以上 ～	(Y) - 1,955,000円 = 年間年金所得金額	
65歳未満の方	～ 600,000円以下	年間年金所得金額 = 0円
	600,001円以上 ～ 1,300,000円未満	(Y) - 600,000円 = 年間年金所得金額
	1,300,000円以上 ～ 4,100,000円未満	(Y) × 0.75 - 275,000円 = 年間年金所得金額
	4,100,000円以上 ～ 7,700,000円未満	(Y) × 0.85 - 685,000円 = 年間年金所得金額
	7,700,000円以上 ～ 10,000,000円未満	(Y) × 0.95 - 1,455,000円 = 年間年金所得金額
10,000,000円以上 ～	(Y) - 1,955,000円 = 年間年金所得金額	

※年齢は、申込日現在の満年齢です。

※年金のほかに収入のある方は、それぞれ該当の表にて所得を計算してください。

※この表は、公的年金にかかる雑所得以外の所得にかかる合計所得金額が1,000万円以下の場合を前提としています。

※この表により計算した年金所得金額(★)を、下段の表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額を算出してください。

公営住宅法施行令等による基礎控除及び租税特別措置法による所得金額調整控除

給与所得者及び年金所得者については、12ページ及び上記掲載の表により算出した所得金額(☆又は★)を、次の表にあてはめて市営住宅入居収入基準における所得金額を算出してください。該当される方は16ページ記載の特別控除額を控除したのちに、14ページの表2でご確認ください。

表 市営住宅入居収入基準における所得金額の算出方法

給与収入のみの方	☆ - 100,000円 = 市営住宅入居収入基準計算における年間給与所得金額 ただし、☆が100,000円以下の場合は0円
年金収入のみの方	★ - 100,000円 = 市営住宅入居収入基準計算における年間年金所得金額 ただし、★が100,000円以下の場合は0円
給与収入及び年金収入の両方ある方	(☆ + ★) - {☆(100,000円を超える場合は100,000円) + ★(100,000円を超える場合は100,000円)} = 市営住宅入居収入基準計算における年間所得金額

※上記のほか、給与収入が850万円超で、特別障がい者や23歳未満の扶養親族がいる場合等には、年末調整時の職場への申告により所得金額調整控除(最大15万円)が適用されている場合があります。該当する方は大阪市営住宅募集センター募集担当までお問合せください。

特別控除・用語の説明

特別控除 該当者は12ページ及び13ページの◇及び○によって算出される所得金額から特別控除額を控除してください。

特別控除の種類	特別控除対象者	特別控除額
老人扶養親族等	同一生計配偶者又は扶養親族（配偶者を除く）のうち70歳以上の方	1人につき 10万円
扶養親族（16歳以上23歳未満）	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の方	1人につき 25万円
障がい者	申込者、同居親族、同一生計配偶者又は扶養親族のうち障がい者（※1）又は特別障がい者（※2）の方	障がい者 1人につき 27万円
特別障がい者		特別障がい者 1人につき 40万円
寡婦	申込者又は同居親族のうち、所得のある寡婦（※3）の方（扶養親族となっている方（※3(2)に該当する方を除く）を除く）	1人につき 27万円 〔所得金額が27万円〕 〔未満の場合はその額〕
ひとり親	申込者又は同居親族のうち、所得のあるひとり親（※4）の方（扶養親族となっている方を除く）	1人につき 35万円 〔所得金額が35万円〕 〔未満の場合はその額〕

（※1）（※2）（※3）（※4）は **用語の説明** をご覧ください。

（注）年齢は、申込日現在の満年齢です。

（注）「扶養親族（配偶者を除く）」とは、所得税法第2条第1項第34号に規定するものをいいます。

用語の説明

用語	説明
※1 障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方 (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (5) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で障がい者の認定を受けている方 等
※2 特別障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級又は2級に該当する方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 (注) 恩給法別表第1号表ノ2（恩給法第49条ノ2関係）による (3) 原子爆弾被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方 (4) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方でAに該当する方 (5) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 (6) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で特別障がい者の認定を受けている方 等
※3 寡婦	次の(1)、(2)のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方（ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。） (1) 夫と離婚した後に婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族があり、年間所得金額が500万円以下である場合 (2) 夫と死別した後に婚姻をしていない方・夫の生死が明らかでない方のいずれかで、年間所得金額が500万円以下である場合（子以外の扶養親族の有無は関係なし。）
※4 ひとり親	配偶者と死別・離婚した後に婚姻をしていない方・配偶者の生死が明らかでない方・婚姻歴がない方のいずれかで、生計を一にする子（年間所得が48万円以下で他の者の扶養親族又は同一生計配偶者でない子。年齢制限なし。）があり、年間所得金額が500万円以下である場合（ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。）

※次の非課税所得は所得金額には含みません。

用語	説明
非課税所得	(1) 遺族恩給、遺族年金、増加恩給、傷病者年金、障がい年金 (2) 雇用保険金、労働災害保険金、労働基準法に基づく休業補償費 (3) 生活保護の扶助料、公害認定患者の障がい補償費、児童扶養手当、傷病手当等 法令等により非課税とされているものについては、所得がないものとみなします。

申込者本人が60歳以上で、同居者すべてが60歳以上である世帯